



議案第六十二号

昭和五十九年度農作物共済（水稻）無事戻し金の支払いについて

次のとおり昭和五十九年度農作物共済（水稻）無事戻し金の支払いについて、三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）第三十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十九年六月十五日

原案可決

三朝町議会議長 名越 典由

- 一 支払対象年度 昭和五十六年度から昭和五十八年度まで
- 二 支払対象者数 四二七人
- 三 支払金額 一五九四二六二円
- 四 支払の時期 鳥取県農業共済組合連合会が交付した日から五日以内